

一般名処方について

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品の使用促進、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。そのため、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、「一般名処方」を行う場合があります。

ご不明な点等ございましたら、医師、薬剤師までご相談ください。
ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



※「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。また、患者様が後発医薬品（ジェネリック）を選択することにより、経済的負担が軽くなります。

